

## 生駒市規則第 2 5 号

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項ただし書中「条例別表第 2 に掲げる一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者、保育士・幼稚園講師又は看護師・保健師・栄養士」を「条例別表第 4 に掲げる一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する者、保育士、看護師・保健師・栄養士又は幼稚園講師」に改める。

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 2 条 技能職員の給与等に関する規則（昭和 4 1 年 1 2 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「者」の次に「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。